

平成30年度の局運営方針の外部評価について(案)

1 外部評価について

「戦略のアウトカムに対する有効性」の自己評価結果の妥当性を中心に、外部有識者の視点で評価するとともに、翌年度運営方針の策定に活かせるよう、課題のある項目に対し意見又は助言を行う。

2 外部評価の進め方

(1) 平成 28 年度からの変更点について

平成 27 年度までは局の運営方針に係る外部評価を毎年実施していたが、平成 28 年度からは 3 年周期で実施することとしており、当時に決定した対象所属の割り振りやダイアログ実施方法に基づき、外部評価を行うこととする。

・外部評価対象所属数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
内部管理分野（ダイアログの対象外）	3	3	3
内部管理分野以外（ダイアログの対象）	5	6 ※	5

※ 但し、外部評価の対象外の年度でも、外部評価を希望する局は、別途市政改革室へ申し出ることにより、外部評価を受けることができるものとする。

平成 29 年度については、教育委員会事務局が外部評価を希望したため、外部評価対象所属数は 7 所属であった。

・ダイアログ実施方法

	平成 27 年度	平成 28 年度から
戦略数	1 つ	1 つ又は 2 つ
ダイアログ実施時間	30 分	60 分
ダイアログ担当委員数	2 名	3 名

(2) 内部管理分野

対象所属の平成 29 年度運営方針自己評価結果及び平成 30 年度運営方針について、外部評価を行う。

対象所属	担当委員
会計室	稲澤委員
行政委員会事務局	寺門委員
副首都推進局	桑原委員

(3) 内部管理分野以外

①ダイアログの実施について

外部有識者の視点でアドバイスをいただくことにより、適切な運営方針の策定に繋げるため、委員3人1組で、各所属長とダイアログを実施する。

ダイアログについては、平成29年度運営方針自己評価結果及び平成30年度運営方針をもとに、1所属60分程度で行う。

所属が希望する戦略（1つ又は2つ）に対し、「適切な評価ができているか」、「適切にアウトカム等の目標設定ができていたか」など、所属が抱える問題点について、PDCAの観点で意見交換を行い、その後に外部評価を行う。

分野	日時	対象所属	担当委員
C-1	8月14日（火） 13時30分～17時10分	ICT戦略室、 建設局、港湾局	小川委員 万野委員 和田委員
C-2	8月23日（木） 14時30分～17時00分	水道局、都市計画局	稲澤委員 桑原委員 寺門委員

②ダイアログの進め方について

はじめに所属が「外部有識者に助言を求める戦略等について（別紙報告書）」※に基づいて助言を求めるポイントなどを説明し、それを論点として、有識者会議委員と所属との間で議論を展開していく。

（※「外部有識者に助言を求める戦略等について（別紙報告書）」は次頁のとおり）

外部有識者に助言を求める戦略等について

所属名

①平成29年度運営方針 「めざす成果及び戦略」番号		①に関連する平成30年度運営方針 「めざす成果及び戦略」番号	
------------------------------	--	-----------------------------------	--

計 画	めざす状態 ＜概ね 3 ～ 5 年間で念頭に設定＞	
	アウトカム ＜めざす状態を数値化した指標＞	
	戦略 ＜中期的な取組の方向性＞	

自己評価	戦略のアウトカムに対する有効性		戦略の進捗状況				
	アウトカム関係	アウトカムの達成状況		個別	全体	28年度	27年度

当該施策の重要性に関する所属認識		
助 言 を 求 め る ポ イ ン ト	概 要	
	経 過 ・ 現 状 ・ 課 題 な ど	
	連 備 デ 考 ー （ そ の 他 関 ）	

③現場視察の実施について

(ア) 目的

運営方針に記載されている施策レベルである戦略などを対象に、有識者会議委員と関係所属職員でダイアログを行うにあたり、当該戦略に即した事業に関連する現場の視察を行うことにより、取組内容や戦略内容に関して理解が深まり、より充実したダイアログとすることを目的とする。

(イ) 実施方法

(a) 視察場所について

ダイアログ対象戦略等に関連する現場については、所属自らが上記目的に即した現場を抽出することとした。なお、所属の都合上、現場視察に対応できない又は上記目的に即した現場が存しないと所属が判断した場合は、現場視察対象外とする。

(b) 視察件数について

現場視察に関しては、1分野／1所属とする（計2所属）。

(c) 視察場所の選定方法について

ダイアログ対象戦略や視察場所などをもとに、本会議において、有識者会議委員が選定することとする。

分野	所属名	ダイアログ 対象戦略	視察（候補）場所	視察 （候補）日
C－1	I C T戦略室	1－1 【I C Tを活用した安全・安心・快適なまちづくり】	－	－
	建設局	3－1 【賑わい創出・観光拠点整備による都市魅力の向上】	御堂筋側道※ ¹	7/13、19、20、23 以外
	港湾局	2－2 【施設の適切な維持管理の充実】 3－1 【企業誘致と土地利用の促進】	大阪港突堤地区内の上屋※ ²	7/20、25、27
C－2	水道局	3－1 【お客様の視点に立ったサービスの向上】	－	－
	都市計画局	2－2 【エリアマネジメント活動による地域の高質な空間の形成】	グランフロント大阪※ ³	7/13、27

※ 1 建設局での視察（予定）場所

御堂筋の道路空間再編に向けたモデル区間である千日前通以南（難波交差点から難波西口交差点までの間）の東側街区にて拡張された歩道及び自転車通行空間を視察。

※ 2 港湾局での視察（予定）場所

保税地域にあつて、輸出（本船に積み込む前）および輸入（本船から荷揚げされた）貨物の一時保管・荷捌きを行う施設を視察。

※ 3 都市計画局での視察（予定）場所

グランフロント大阪周辺のエリアマネジメント活動促進制度を活用した区域にて地区運営計画に基づき実施されている事業（歩道空間や都市利便増進施設の管理）を視察。

エリアマネジメント活動は、市民、事業者、地権者等による主体的なまちづくりの推進を図る活動であり、同促進制度によって、任意性の強い従来の民間まちづくり活動よりも、安定的で持続性のある活動が可能になる。

その特徴は以下のとおり

- ①公益性のある民間団体をエリアマネジメント活動の主体として指定する
- ②本市が地権者等から徴収した分担金を財源に、民間団体による道路等の公共空間の維持管理を実施する
- ③公共空間を活用した収益事業への規制緩和等により、民間団体の自主財源確保の工夫余地が拡大される、という特徴を持つ